

公社日技第 01-26 号

2020 年 1 月 24 日

地 域 組 織 会 長 殿

公益社団法人 日本歯科技工士会

会 長 杉 岡 範 明

(公印省略)

厚生労働省医政局歯科保健課からの協力依頼について

毎々の会務ご協力を深謝いたします。

さて、厚生労働省医政局歯科保健課から「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について」の協力依頼がありました。

については、厚生労働省からの協力依頼文書を同封いたしますので、内容をご確認のうえ会員への周知および対応をお願いいたします。

なお、本協力依頼文書については日本歯科技工士会ホームページにもアップしています。

記

(同封書類)

1. マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について (協力依頼)

(2019. 12. 27 付、厚生労働省医政局歯科保健課事務連絡)

以 上

事務連絡
令和元年12月27日

公益社団法人日本歯科技工士会 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（協力依頼）

本年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（別添1。以下「方針」という。）においては、「令和2年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策」と、令和3年3月から本格運用する「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」が、「円滑に実施されるよう、マイナンバーカードの普及を強力に推進する必要」があるとし、「各府省は、本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す」とされたところです。

その上で、本年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」（別添2。以下「骨太方針」という。）においては、方針に基づき、「安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から」、「マイナンバーカードの普及を強力に推進する」とされています。

以上を踏まえ、内閣官房より、「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけ」について依頼がありました。

つきましては、下記の要領で、貴団体の会員様に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1) 呼びかけに係る通知のひな形を用意しましたので、ご活用下さい（別添3）。
通知のひな形は、そのまま、貴団体の会員様へ発出いただけるよう、作成していますのでご自由にご活用下さい。
なお、貴団体等の実態にかんがみ、適宜修正いただいても結構です。
また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。
- 2) 以下のマイナンバーカードに関するチラシ・ポスター・リーフレット等を準備いたしましたので、通知発出の際にご活用いただけますと幸いです。

- ・チラシ「メリットいっぱい、マイナンバーカード」
- ・ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」
- ・リーフレット「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」
- ・リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」
- ・リーフレット「こんなとき あってよかった！マイナンバーカード」
- ・リーフレット「マイナンバーカードの健康保険証としての利用」

(ポスター・リーフレット掲載先：

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/ad/file.html#contents/>)

- 3) 通知の発出は、速やかに実施して頂ければ幸いです。
- 4) 来年度、貴団体及び貴団体の会員の皆様方に「マイナンバーカードを取得することによる利便性の向上」や「マイナンバーカードの安全性・申請方法」等に関して説明の機会（総会等の場を想定）及び、「マイナンバーカードの取得状況」や「利活用の展望」等に関するアンケート調査を実施させていただきたいと考えております。詳細につきましては、追ってご連絡いたします。

不明点等ございましたら、弊省の情報化担当参事官室の以下の担当者にお問い合わせいただけますと幸いです。

何卒、よろしくお願い致します。

【お問い合わせ先】
厚生労働省情報化担当参事官室

西・杉

E-mail: my-number@mhlw.go.jp

マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（抄）

令和元年 6 月 4 日
デジタル・ガバメント関係会議

I 基本的考え方

国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図るとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

このため、令和2年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策について、利便性が高く、将来のポイント利用の拡張性も担保したシステム基盤を目指し、マイナンバーカードの普及につなげる。

令和3年3月からは、マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを本格運用する。その際、全国の医療機関等が円滑に対応できるよう、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。さらに、国家公務員や地方公務員等によるマイナンバーカードの率先した取得を促すとともに、各保険者による取得促進策の速やかな具体化を推進する。

（略）

各府省は、本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す。

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

(2) 全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ

マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に向け、全ての企業において必要な手続が円滑に進むよう、本年7月に、全業所管官庁等の局長級会議を設置する。

業所管省庁毎に、工程表等を作成し、各団体等への要請、説明会の開催、カード申請出張サービスの案内等を進めるとともに、定期的なアンケート調査等を通じて、マイナンバーカードの普及状況等のフォローアップを行う。

また、健康保険証利用が円滑に進むよう、各業所管省庁から業界団体等を通じて、初回登録、医療機関へのシステム対応等の働きかけ、被保険者への周知等を実施する。

あわせて、主要経済団体等を通じて、同様の取組を行う。

I 基本的考え方

- 国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図る。
- 社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

1. 自治体ポイントの活用

- (1) 制度設計等 (基本的な制度設計について、検討を加速し、結論を得次第、順次広報を実施。)
- (2) 環境整備 (本年末までに、協議会への全地方公共団体の参加勧奨。マイキーID設定の簡素化、ID設定の支援、広報)

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

- (1) 医療の質と利便性の向上等 (確実な本人確認と保険資格確認、過誤請求防止、特定健診情報等の活用、薬剤費の節約、顔認証の活用等)
- (2) マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた環境整備 (マイナンバーカードの健康保険証利用を令和3年3月から本格運用。令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指すこととし、具体的な工程表について、本年8月を目途に公表。令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策についても、本年8月を目途に公表。国家公務員及び地方公務員等については、本年度内にマイナンバーカードの一斉取得を推進。)

- (3) 企業の総務事務の効率化の促進等 (社員証、社員の健康管理、社会保険・税手続きのワンストップ化 等)

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- (1) 全市区町村における交付円滑化計画の策定・推進等 (安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にはほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、具体的な工程表を8月を目途に公表。市区町村に対し必要な財政支援を実施。)
- (2) 全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ (全企業において必要な手続きが円滑に進むよう、フォローアップを実施。)
- (3) マイナンバーカード申請・交付機会の拡大等 (企業等への出張申請サービス等の積極的展開、他の行政機関等 (ハローワーク、税務署、運転免許センター、病院、介護施設、学校、郵便局、出入国在留管理局等) との連携強化による市区町村の出張窓口の設置 (臨時措置))
- (4) 住民票作成時のマイナンバーカード申請手続き整備 (新生児、外国人等の住民票作成)
- (5) 取得申請事務の簡素化等 (写真撮影、入力支援、平日夜間・休日の窓口開庁や臨時窓口の設置等)
- (6) 電子証明書等の更新への対応

4. マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シートの拡大

- ① デジタル・ハローワーク・サービス、② デジタル・キャンパス、③ 納税手続きのデジタル化、④ 建設キャリアアップシステムとの連携、⑤ 各種カード、手帳等との一体化等によるデジタル化、⑥ 公的サービス等での利用拡大、⑦ マイナンバーカード読み取り対応スマートフォン等の公的個人認証の利便性向上
5. マイナンバーカードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等
 6. マイナンバーの利活用の推進 (情報連携等の連携、金融機関等との連携、行政の効率化)

III フォロアップ等

- 真に効果的・効果的な手法により実施。内閣官房は、各府省の施策の実施状況等を定期的にフォローアップし、デジタル・ガバメント閣僚会議に報告。

経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）抜粋

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

4. 主要分野ごとの改革の取組

1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化

(1) Society 5.0の実現

⑤ スマート公共サービス

(i) マイナンバーカードを活用した新たな国民生活・経済政策インフラの構築

Society 5.0社会の国民共有の基盤として、個人情報保護を徹底しつつ、マイナンバーカードの利活用を一層深化させる観点から、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指すこととし、マイナンバーカードの本人確認機能を活用したクラウドサービスを発展的に利活用する。

具体的には、厳格な本人確認を行った利用者IDを格納するマイキープラットフォームと自治体ポイント管理クラウドを官民で活用する。民間の活力を最大限活用し、住民が自治体ポイントをキャッシュレスで購入できるようにするほか、将来的には、民間の各種ポイントとの交換も検討する。こうした取組により、例えば、地域における移動支援や買い物支援、介護サポート等に自治体ポイントを使うことを可能とするとともに、地域商店街の活性化にも資する政策展開を図る。

あわせて、国や地方公共団体が実施する子育て支援金など各種の現金給付をポイントで行うことも視野に入れ、関係府省や地方公共団体と検討を進め、真に必要な国民に対して、きめ細かい対応を可能にするとともに、不正受給の防止、事務コストの削減など、効果的な政策遂行にもつなげることを目指す。

消費税率引上げの際の消費平準化対策として、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの発行準備を進めた上で、上記のような視点に立ち、対策実施後の将来的な拡張性や互換性も担保したナショナルシステムとしての基盤を目指し、官民でのタスクフォースを立ち上げるなど、対策の進捗を踏まえて、具体的な進捗について検討を行う。

また、マイナンバーカードの健康保険証利用を進めるため、診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図り、2021年3月から本格運用する。これに、全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、2022年度中におおむね全ての医療機関等での導入を目指し、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。さらに、保険者ごとに被保険者の具体的なマイナンバーカード取得促進策を速やかに策定するとともに、国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進する。

安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、2022年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は市町村ごとのマイナンバーカードの交付円滑化計画の策定と推進と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を行うなど、マイナンバーカードの普及を強力に推進する。あわせて、マイナンバーカードの利便性向上・利活用シナジーの拡大を更に推進するとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用を図る。

別添3

令和元年 月 日

〈業所管団体等会員〉
会員各位

〈業所管団体等〉
一般社団法人 ○○○
会長 ○○○

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の呼びかけについて（協力依頼）

貴社におかれては、平素から○○○、厚く御礼を申し上げます。

さて、本年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（別添1。以下「方針」という。）においては、「令和2年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策」と、令和3年3月から本格運用する「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」が、「円滑に実施されるよう、マイナンバーカードの普及を強力的に推進する必要」があるとし、「各府省は、本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力的に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す」とされたところです。

その上で、本年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」（別添2。以下「骨太方針」という。）においては、方針に基づき、「安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、」マイナンバーカードの普及を強力的に推進する」とされています。

以上を踏まえ、○○課長から、○○○の依頼がありました。

つきましては、下記の要領で、貴社の従業員等に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について、呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1) 呼びかけに係る資料を用意しましたので、ご活用下さい（チラシ「メリットいっぱい、マイナンバーカード」）。
資料は、そのまま、貴社のイントラネットへ掲載いただいたり、社員に対しメール添付でお知らせいただけるよう、作成しています。ご自由にご活用下さい。
- 2) 関連する以下のポスター、リーフレット等の電子媒体も併せてお送りしますので、ご自由にご活用ください。
 - ・ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」

- ・リーフレット「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」
- ・リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」
- ・リーフレット「こんなとき あってよかった！ マイナンバーカード」
- ・リーフレット「マイナンバーカードの健康保険証としての利用」

（ポスター・リーフレット掲載先：

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/ad/file.html#contents/>）

- 3) 呼びかけは、速やかに実施頂ければ幸いです。
- 4) 国では、市区町村職員が会社等に赴き、マイナンバーカードの交付申請の受付を行う（本人確認も含む）方式を用意しています。ご興味がある社におかれては、市区町村のマイナンバーカード担当課に御相談下さい。
- 5) 以上のほか、貴社の実情に応じ、従業員等に対して効果的な呼びかけ等を行っていただければ幸いです。

何卒、よろしくお願いいたします。